

造血幹細胞移植医療体制整備事業公募要領

本事業は、白血病等の造血機能障害に対する有効な治療法である造血幹細胞移植を受けようとする患者が、どの地域の病院においても、疾病の種類や治療ステージに応じた最適な造血幹細胞移植を受けることができ、さらに造血幹細胞移植を受けた患者が、どの地域に居住していても、質の保たれた生活を送り、長期のフォローアップを受けられることができる医療提供体制を構築することを目的とする。そのために「骨髄移植」、「末梢血幹細胞移植」、「臍帯血移植」の全ての移植法を実施する拠点的な病院が中心となって、関係する医療機関と連携し、各地域における課題を抽出、課題解決に向けた計画の策定を行い、当該計画に基づき、各地域において必要な造血幹細胞移植の医師等を育成する。これとともに、地域の医療従事者に対する研修、臍帯血移植の円滑な実施のための体制強化、骨髄や末梢血幹細胞の早期採取の取組、地域の医療機関等との連携の強化、移植後患者の長期フォローアップの実施等、地域における造血幹細胞移植医療の体制整備を図る。

造血幹細胞移植医療体制整備事業の実施に当たっては、「造血幹細胞移植医療体制整備事業実施要綱」及び「移植対策（造血幹細胞）事業費補助金交付要綱」に定めるものの他、本公募要領によることとする。

1. 対象施設

本事業の補助対象は、実施要綱の2のとおり、一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会の移植施設認定基準を満たす診療科を持つ医療機関から、別紙「造血幹細胞移植推進拠点病院に求められる要件」に沿って選定を行い、採択された施設とする。

2. 事業内容

採択された施設は、実施要綱の3に定める事業を行う。

3. 実施期間、補助金額、事業実績報告

(1) 実施期間

2025年度より概ね5年間を予定している。ただし、予算成立を前提とした単年度ごとの交付とし、(4)の事業実績報告等に基づき、「造血幹細胞移植医療体制整備事業選定・評価会議（以下、「選定会議」という。）」等において継続することが妥当であると判断される限りにおいて、補助を継続することとする。（事業実績が不十分である場合、補助を打ち切ることとする。）

(2) 補助金

初年度は、選定会議等による申請内容への評価をもとに、採択された施設に対し補助を行う。翌年度以降については、選定会議等による事業計画書等への評価をもとに、補助を行う。

(3) 事業計画

事業を円滑に実施するため、造血幹細胞移植医療体制整備事業に申請する施設及び採択された施設は、一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会と調整の上で、以下のように事業内容の詳細な実施計画書を厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室に提出することとする。

- ① 公募時は、初年度及び今後5年間の事業計画を提出するものとする。
- ② 事業開始年度以降は、年度内の指定された期日までに翌年度の事業計画を提出し、公募時に提出した5年間の事業計画を修正する必要がある場合には、修正した5年間の計画を提出することとする。

(4) 事業実績報告

採択された施設は、事業実施年度内の指定された期日までに厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室に対して事業実績報告を行うこととする。また、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室から採択された施設に対し、必要に応じて事業実績の詳細な報告を求めることがある。

※ 補助金に係る事業実績報告書については、別に定める「移植対策（造血幹細胞）事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、別途提出することとする。

4. 対象施設の選定方法

(1) 審査方法

医療機関の選定については、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室において、申請要件に該当することを確認した後、申請内容等を審査する。なお、審査に当たっては、選定会議を開催し、会議構成員の意見を踏まえて行う。

(2) 審査手順

審査は以下の手順で実施する。

① 形式審査

提出された申請書類について、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室において、申請要件への適合性について審査する。なお、申請の要件を満たしていないものについては、以降の審査対象から除外する。

② 審査

選定会議構成員により、書類審査を実施する。必要に応じて選定会議

において事業実施責任者（代理も可）に対してヒアリング審査を実施する。

③ 採択

審査における評価を踏まえ、医療機関を採択する。

(3) 審査結果の通知等

審査の結果については、選定会議における最終審査が終了次第、速やかに申請した施設に対して通知する。

5. 申請

申請に当たり、以下の事項を遵守して別添申請書を作成し、提出すること。

(1) 提出方法

- ① 電磁媒体での提出とする。
- ② メールでの提出に当たっては、タイトルに「2025年度造血幹細胞移植医療体制整備事業申請書類」と記載すること。
- ③ 締切時間を過ぎてからの提出は認めない。
- ④ 理由の如何によらず、提出書類の修正・差替え等は認めない。
なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- ⑤ 基本的にはメールでの受付とするが、郵送にて提出する場合には、簡易書留等により、提出期限までに必着するよう余裕をもって郵送すること。申請書類を封入した封書等の表に、朱書きにて、「2025年度造血幹細胞移植医療体制整備事業申請書類」と明記すること。郵送での提出書類については返却しない。

(2) 留意事項

- ① 提出書類に不備（例：記載のない項目、1～2割程度しか埋まっていない項目等）がある場合には、審査の対象とならないので、留意すること。
- ② 申請は、個人ではなく機関（病院）として行うこと。
- ③ 同一法人内の複数機関においては、自ら調整し、1機関が代表して申請することとする。

(3) 提出先

メールアドレス：zouketsu-jimu@mhlw.go.jp

郵送：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室

6. 提出期限

2025年2月14日（金）17時厳守（郵送の場合は期日必着とする）

7. 選定に係るスケジュール（予定）

- ・2025年2月14日（金）公募締切
- ・締切以降 書類審査（ヒアリング審査）・選考会議

8. 問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室

メールアドレス：zouketsu-jimu@mhlw.go.jp

電話：03-5253-1111（内線2363）

問い合わせ受付時間：平日 午前10時～12時、午後1時～5時

造血幹細胞移植推進拠点病院に求められる要件

(医療施設)

- 一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会が定める「非血縁者間造血細胞移植を施行する診療科の認定基準」を満たし、カテゴリ－1又は2の認定を受けた診療科を持つ医療施設であること。
- 他の移植認定施設や非移植認定施設を造血幹細胞移植推進地域拠点病院として指定し、連携して以下(1)から(4)の事業計画を策定し、事業を実施する体制がとれていること(おおむね各都道府県に1施設を造血幹細胞移植推進地域拠点病院として指定すること)。なお、各地域の実情に応じ優先順位をつけて実施しても差し支えないが、(1)は必須とする。

(診療実績等)

- 診療実績及び治療成績について、学会、HP等で公開し第三者の視点をいれるといった方針を医療機関として有していること。
- 他の専門医療機関からの患者の受入れや、特定の治療法が必要な患者の他の専門医療機関への紹介など、関係医療機関と連携がとれていること。
- 学会のフォローアップ事業に積極的に協力していること。

(1) 造血幹細胞移植地域連携事業

- 当該ブロックにおける地域連携についての現状及び課題を把握していること。
- 当該ブロックにおける移植医療の地域連携について、現状や課題を踏まえて、対応策及び今後目指すべき体制を定めていること。
- 当該ブロックにおける長期フォローアップ外来(LTFU外来)の設置やその受診率を上げるための対応策を定めていること
- 今後の災害に備え、拠点病院におけるBCPを作成するとともに、拠点病院が担当する地域における災害時のバックアップ体制を検討して連携施設へ共有すること。

(2) 臍帯血移植支援事業

- 地域の臍帯血供給事業者と連携可能であること。
- 当該ブロックにおける臍帯血移植の実施及び採取の現状・課題を把握していること。
- 臍帯血移植の実施体制を有しており一定の実績があること。

(3) 造血幹細胞移植医療人材育成事業

- 当該ブロックにおける移植医療の人材育成についての現状・課題を把握していること。
- 当該ブロックにおける移植医療の人材育成について、現状・課題を踏まえ、対応策及び今後目指すべき体制を定めていること。
- 他の医療機関からの医師及び医療従事者の研修を受入れ、必要に応じてその代替となる人材を派遣できる体制がとれていること。

(4) 造血細胞移植コーディネーター支援事業

- 当該ブロックにおける同種移植のコーディネーターについての現状・課題を把握していること。
- 当該ブロックにおける同種移植のコーディネーターについて、現状や課題を踏まえ、対応策及び今後目指すべき体制を定めていること。
- 当該ブロックにおける非血縁者間移植のための骨髄及び末梢血幹細胞の早期採取を実現するための対応策を定めていること。
- 造血幹細胞採取について、同種骨髄採取 15 件以上かつ同種末梢血幹細胞採取 15 件以上行っていること（2022 年 1 月～2024 年 12 月までの 3 年間の実績）※
- 一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会が認定する造血細胞移植コーディネーター（HCTC）を原則、1 名以上配置していること

※ 採取件数は血縁者間と非血縁者間の両方が含まれる。